

令和3年度氷川町農業元気づくり支援事業内容一覧

事業対象者	事業区分	事業内容	補助対象資材	採択基準	補助率
次の条件をすべて満たすもの (1) 氷川町に住民登録があること。 (2) 認定農業者であること。 (3) 町税の滞納がないこと。 (4) 受益戸数が3戸以上の農業者で組織する団体であること。(スマート農業普及促進事業を除く)	(1) いちご品質向上対策事業	果実の傷みや病斑予防のための緩衝資材の購入に対する補助	緩衝資材	対象品目：イチゴ 事業量上限：20,000円/10a	1/3以内
	(2) 施設園芸重要害虫対策事業	コナジラミ防除に係る新規系統成分薬剤の購入に対する補助	コナジラミ行動制御剤(ベミデタッチ)	対象品目：トマト・ミニトマト 事業量上限：使用回数1回分まで	1/3以内
	(3) 露地野菜重要害虫対策事業	チョウ目害虫等の防除のための新規登録殺虫剤の購入に対する補助	殺虫剤(グレーシア乳剤)	対象品目：アブラナ科野菜 事業量上限：使用回数1回分まで 面積上限：100aまで。ただし、200aを超えた場合は、面積の1/2	1/3以内
	(4) 葉たばこ重要病害対策事業	重要病害対策に要する抗菌剤の購入に対する補助	抗菌剤(ポリオキシン水溶剤、ベルコート水和剤)	対象品目：葉たばこ 事業量上限：両剤を通じて使用回数1回分まで	1/3以内
	(5) 梨重要害虫対策事業	チョウ目害虫等の防除のための新規登録殺虫剤の購入に対する補助	交尾阻害剤(コンフューザーN)、殺虫剤(サムコルフロアブル、フェニックス顆粒水和剤)、展着剤(アビオンE)	対象品目：梨 事業量上限：資材ごとに使用回数1回分まで	1/3以内
	(6) 柑橘類重要病害対策事業	黒点病の早期防除のための薬剤の購入に対する補助	殺菌剤(ジマンダイセン剤、ペンコゼブ水和剤)、展着剤(アビオンE)	対象品目：柑橘類 事業量上限：資材ごとに使用回数1回分まで	1/3以内
	(7) 牛異常産予防ワクチン接種事業	牛異常産三種混合ワクチン利用に対する補助	牛異常産三種混合ワクチン	対象家畜：乳用牛	1/3以内
	(8) スマート農業普及促進事業	① ロボット技術や情報通信技術(ICT)を利用した農業用機械等の導入に対する補助	スマート農業技術カタログ(農林水産省平成30年8月公表)に掲載されているもの	対象事業：50万円未満の農業用機械等	1/3以内
② 農業用ドローンの操縦技能認証の取得に要する経費に対する補助		国土交通省航空局ホームページに掲載されている「無人航空機の操縦者に対する講習等を実施する団体」が実施する講習会の受講料、認定証交付等の経費(交通費、宿泊費、飲食費等は対象外)	補助対象経費：一人当たり30万円以内 農業用ドローンを購入していること。 補助は一人1回限りで、再受講は認めない。		